

これからの防災まちづくり・くにづくり学習

0. 東日本大震災の体験と教訓

1. 学校における防災教育と防災管理等

2. 今後の学校防災の充実のために











文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

スポーツ・青少年局学校健康教育課



災害対応マニュアル

避難訓練・防災教育

学校安全計画

危険

行政・地域連携

事故



(第1回～5回)中間とりまとめ(平成23年9月)

【防災教育】

- 自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「**主体的に行動する態度**」を育成する
- 支援者となる視点**から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める

【防災管理等】

- 被災時における安全を確保するための**防災管理・組織活動の充実・徹底**

「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」

(第6回～9回)最終報告(平成24年7月)

- 防災教育の指導時間の確保に向け、主体的に行動する態度や支援者としての視点を育成する観点から、**児童生徒の発達段階を踏まえた系統的・体系的な指導**を行うことが必要。
- 特に津波災害については、東日本大震災の教訓を踏まえ、地域の特性に応じ、様々な場面や状況を想定した上で、津波避難マニュアルを作成し、訓練を実施していくことが必要。
- 教職員の被災など、想定以上の災害が発生した東日本大震災における事例も考慮し、臨機応変に対応できる組織の在り方が求められる。
- 引き渡しのルールや避難所の開設・運営**については、あらかじめ、**保護者や地域住民と連携を確立させることが必要。**
- 防災マニュアルの作成に当たっては、保護者・地域住民、関係機関等の協働により作成**するとともに、訓練の実施結果等に **基づき、常に見なおしを行うことが必要。**

「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に。

学校防災マニュアル(地震・津波災害) 作成の手引き

地域性を反映した学校独自のマニュアルづくり



避難訓練の実施・評価・マニュアルの改善

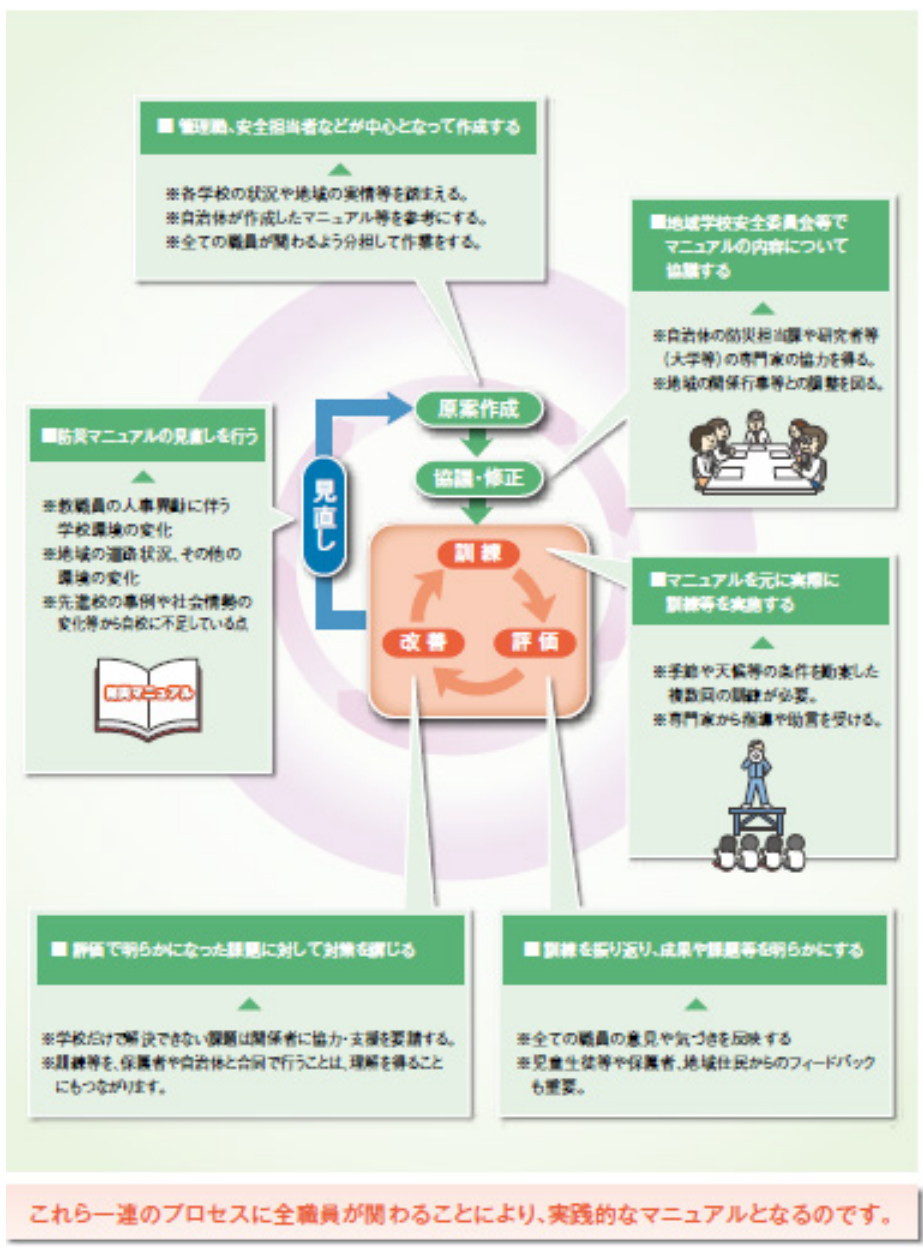
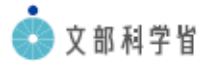
事前の危機管理 → 発生時の危機管理 → 事後の危機管理

- 体制整備と備蓄
- 点検
- 避難訓練
- 教職員研修等

地震発生

- 初期対応
- 二次対応

- 安否確認
- 対策本部の設置
- 引き渡しと待機
- 避難所協力
- 心のケア
- 原子力災害





「事前の危機管理」がその後の対応全てにつながります。いつ起こるか分からない地震災害にきちんと備えることが重要です。

※上記のフローチャートは、震度5弱以上の大規模地震発生の場合を想定していますが、地震発生時には、震度が判断できない事から、初期対応の「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所への避難行動は、震度に関わらず必要です。

※災害対策本部の設置時期については、災害規模や、管理下、管理下外により変わることが考えられます。

※このフローチャートでは、初期対応を揺れが続いている時間、二次対応は揺れがおさまってから津波や火災など地震の次に起こる危険から回避するまでの期間として示しています。

●●●●● 震度と揺れ等の状況(概要) ●●●●●


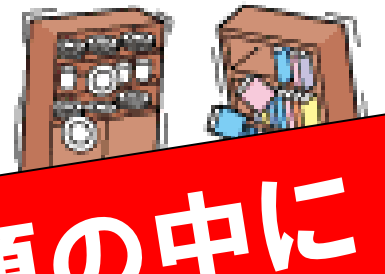
0	【震度0】 人は揺れを感じない。	1	【震度1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	2	【震度2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。	3	【震度3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。
---	---------------------	---	--	---	----------------------------------	---	-------------------------------

4	【震度4】 ●ほとんどの人が驚く。 ●電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ●座りの悪い置物が、倒れることがある。	6弱	【震度6弱】 ●立っていることが困難になる。 ●固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある。 ●壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ●耐震性の低い木造建築物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
---	--	----	--

5弱	【震度5弱】 ●大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。 ●壁にタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	6強	【震度6強】 ●立っていることが困難になる。 ●大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
----	---	----	---

5強	【震度5強】 ●物につかまらなさと歩くことが難しい。 ●棚にある食器類や本で落ちるものが増える。 ●固定していない家具が倒れることがある。 ●補強されていないブロック壁が崩れることがある。	7	【震度7】 ●耐震性の低い木造建築物は、傾くものや、倒れるものが増える。 ●耐震性の高い木造建築物でも、まれに傾くことがある。 ●耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。
----	--	---	---

5強

【震度5強】

- 物につかまらなさと歩くことが難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが増える。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック壁が崩れることがある。

マニュアルは頭の中に!

揺れている間に、マニュアルを見ることはできません。
揺れが収まって、津波や火災等の2次災害からすばやく避難することが必要です。

- 地震が起きたら ▶ あわてず、まず身の安全を!! ▶ 緊急地震速報を見聞きしたら
- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難
 - 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速
 - あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険)
 - 近づく、門や扉、自動販売機やビルのそば
 - 揺れがおさまってから、あわてず火の始末
 - 海岸でぐらっときたら高台へ
 - あわてた行動、けがのもと
- 家の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!

事前の危機管理

備える



体制整備と備蓄 p00

- ・管理職、安全担当者のリーダーシップが重要
- ・全ての教職員の分担と責任を明確に
- ・想定される二次災害をリストアップ
- ・発生時、二次対応時、学校待機時それぞれに役立つ物品のリストアップ

中核となる教職員
全職員の参画
校内防災委員会

PTA
自治会
自治体の防災担当部局
消防署・警察署 等

地域性を踏まえた
二次災害の想定
適切な避難場所・経路
避難指示手順の明確化

情報収集
避難行動
避難生活
救護 等

点検 p00

- ・非構造部材の危険
- ・学校が行う点検と専門家による点検
- ・避難経路や避難場所の点検

参考資料
 「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について 緊急提言」
 平成23年7月（東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会）
 「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」
 平成22年3月（文部科学省）

避難訓練 p00

- ・基本行動は「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所への避難
- ・二次災害（津波や火災等）からの避難や引渡しの訓練
- ・教科指導と関連させた訓練

キーワード
「上からものが落ちてこない」
「横からものが倒れてこない」 →児童生徒自らが判断・行動できる力を！
「物が移動してこない」

教職員研修 p00

- ・学校安全の中核となる教員の養成と校内研修の充実
- ・地域や関係機関・団体との連携
- ・地域人材を活用した研修や授業等での活用

研修内容の例

- ・マニュアルに基づく、地震、火災、津波などに対応した防災避難訓練
- ・AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
- ・教職員の安全確保と安否確認の方法
- ・児童生徒の安全確保と安否確認の方法
- ・児童生徒の引き渡し等の方法
- ・児童生徒の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程の位置づけ、教育内容、教材等に関する共通理解
- ・児童生徒の心のケアに関すること 等

発生時の危機管理 **命を守る**

この間、マニュアルを見る余裕はありませんが、教職員の適切な判断と指示が必要です。事前に教職員がしっかりと理解しておくことが大切です。

緊急地震速報
地震の揺れ

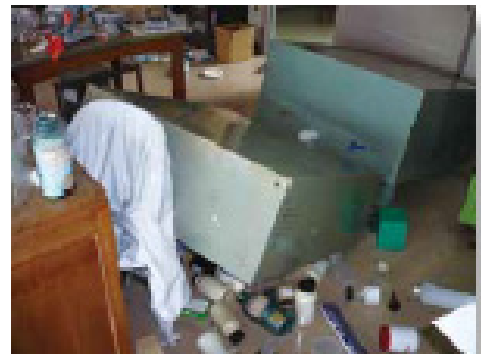
○津波の危険が考えられる地域では、地震後すぐに高台等あらかじめ決められた避難場所に避難します。

地震の発生

管理下	初期対応 p00	二次対応 p00
校内 校外 通学路	落ちてこない 倒れてこない 移動してこない 場所への避難	素早い情報収集 適切な二次対応の判断 臨機応変な判断と避難 ※正常化の偏見に注意

管理下、外に関わらず、児童生徒等がそれぞれの状況下で対応できるよう事前の指導・訓練が必要です。

管理外	※正常化の偏見(バイアス) 自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう人間の心理特性
休日 登校前 下校後	



事後の危機管理 **立て直す**

事前の備えができていなければ、どうにもなりません！

対策本部設置

避難所協力

p00

事前に教職員が協力できる内容地域や防災担当部局と整備

心のケア

p00

健康観察によるストレス症状等の把握と対応

原子力災害

p00

情報収集と適切な退避・避難行動

引き渡し（待機）

p00

事前に保護者等と話し合いルールを

津波等の二次災害の危険性を十分に検討した上で引き渡すかどうかの判断を。

安否確認

p00

連絡、通信手段の複線化を

p00

求められる機能とその業務内容的確な情報収集と発信、優先順位

子どもに現れやすいストレス症状の健康観察のポイント

体の健康状態	心の健康状態
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食欲の異常（拒食・過食）はないか ・ 睡眠はとれているか ・ 吐き気・嘔吐が続いていないか ・ 下痢・便秘が続いていないか ・ 頭痛が持続していないか ・ 尿の回数が異常に増えていないか ・ 体がだるくないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心理的退行現象（幼児返り）が現れていないか ・ 落ち着きのなさ（多弁・多動）はないか ・ イライラ、ビクビクしていないか ・ 攻撃的、乱暴になっていないか ・ 元気がなく、ぼんやりしていないか ・ 孤立や閉じこもりはないか ・ 無表情になっていないか

引き渡しのルール例

地域の震度	学校を含む	引き渡しのルール
震度 5 弱以上		保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、子どもを学校で保護しておく。
震度 4 以下		原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある子どもについては学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。

※上記はあくまでも例であり、学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し設定する必要がある。

デジタルとアナログ！
ハイテクとローテク！ → **全ての方法の複線化を！**

平成7年1月 阪神・淡路大震災

平成10年3月防災教育のための参考資料
「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開

H12鳥取県西部地震、H13芸予地震、H15年十勝沖地震、H16新潟県中越地震、H19能登半島地震、新潟県中越沖地震、H20岩手・宮城内陸地震等、震度6弱以上の地震18回

H21,4,1「学校保健安全法」施行

H20,H21 学習指導要領の改訂

平成22年度 防災教育のための参考資料
「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開 改訂

平成23年3月 東日本大震災

H25.3 「生きる力」を育む防災教育の展開

○学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議

平成7年11月 第一次報告

平成8年 9月 第二次報告

○東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究 平成24年3月

○東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議

平成23年9月 中間とりまとめ

平成24年7月 最終とりまとめ


○「学校安全の推進に関する計画」
平成24年4月

【防災教育、防災管理、防災に関する組織活動】





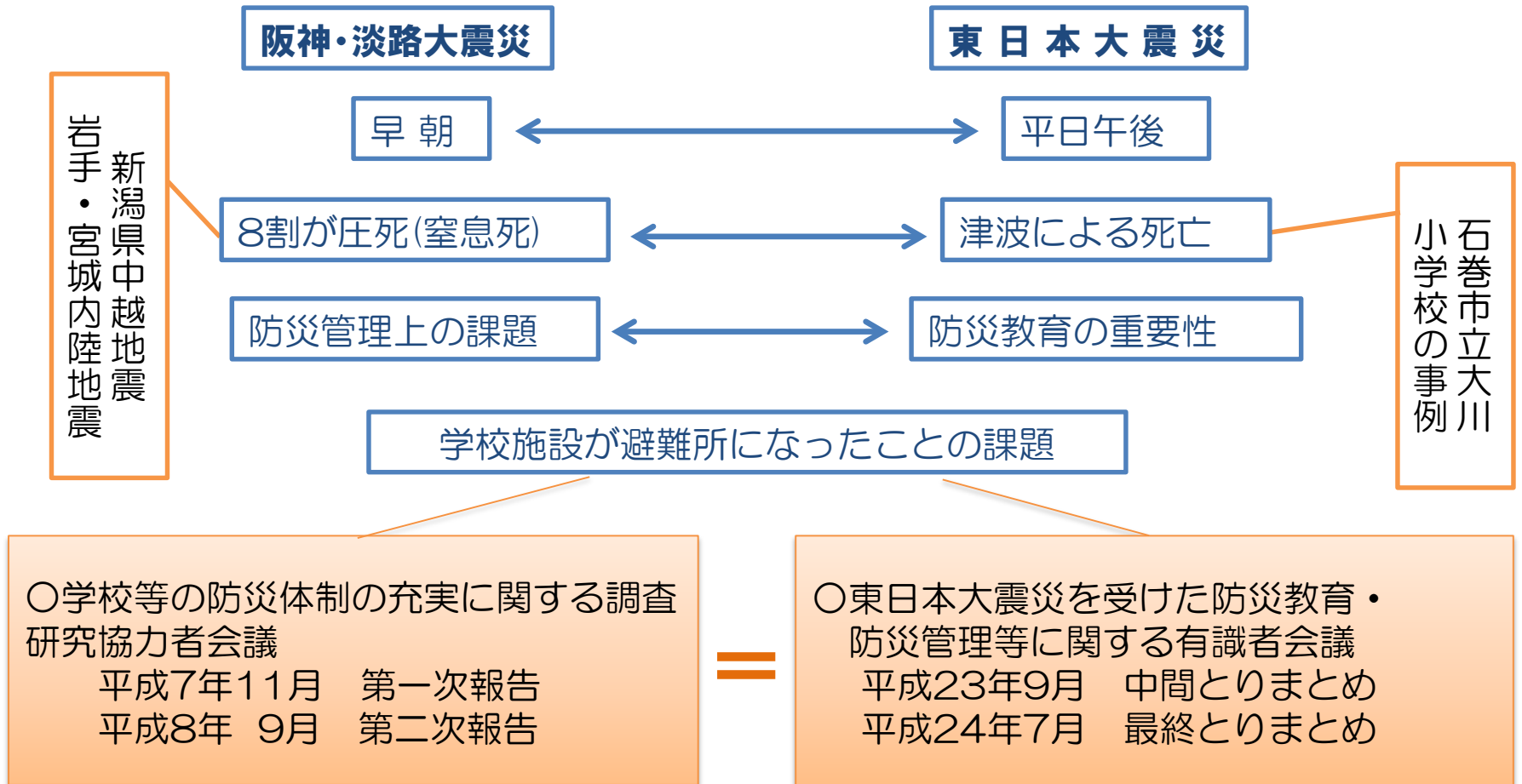
学校防災のための参考資料
「生きる力」を育む防災教育の展開

 文部科学省

平成25年3月

文部科学省

第1章 学校防災の意義とねらい① p1~7



Point 自然災害が多発する日本では学校防災が重要

第2章 学校における防災教育① p8

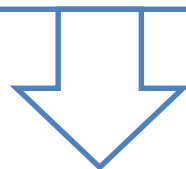
【防災教育の目標】

「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」

ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、**的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択**ができるようにする。

イ 地震、台風の発生等に伴う**危険を理解・予測**し、自らの安全を確保するための**行動ができる**ようにするとともに、日常的な備えができるようにする。

ウ 自他の生命を尊重し、**安全で安心な社会づくり**の重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の**安全活動に進んで参加・協力し、貢献**できるようにする。



Point 児童生徒等の発達の段階に応じた系統的な指導が必要

第2章 学校における防災教育② p10

発達段階に応じた防災教育

- ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に遭遇する災害に対して、的確な思考・判断に基づき適切な意思決定や行動選択ができる。(知識、思考・判断)
- イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができる。(危険予測、主体的な行動)
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に参画・協力し、貢献できる。(社会貢献、支援者の基礎)

高等学校段階における防災教育の目標

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる生徒

- | | | |
|--|--|--|
| <p>ア 知識、思考判断</p> <ul style="list-style-type: none"> - 世界や日本の主な災害の歴史や原因を理解するとともに、災害時に必要な物資や支援について考え、日常生活や災害時に適切な行動をとるための判断に生かすことができる。 | <p>イ 危険予測・主体的な行動</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日常生活において発生する可能性のある様々な危険を予測し、回避するとともに災害時には地域や社会全体の安全について考え行動することができる。 | <p>ウ 社会貢献、支援者の基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> - 事前の備えや災害時の支援について考え、積極的に地域防災や災害時の支援活動に取り組む。 |
|--|--|--|

中学校段階における防災教育の目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、すすんで活動できる生徒

- | | | |
|---|--|---|
| <p>ア 知識、思考判断</p> <ul style="list-style-type: none"> - 災害発生のメカニズムの基礎や地域の災害例から危険を理解するとともに、備えの必要性や情報の活用について考え、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。 | <p>イ 危険予測・主体的な行動</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日常生活において知識を基に正しく判断し、主体的に安全な行動をとることができる。 - 被害の軽減、災害後の生活を考え備えることができる。 - 災害時には危険を予測し、率先して避難行動をとることができる。 | <p>ウ 社会貢献、支援者の基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> - 地域の防災や災害時の助け合いの重要性を理解し、主体的に活動に参加する。 |
|---|--|---|

小学校段階における防災教育の目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りできる児童

- | | | |
|---|---|---|
| <p>ア 知識、思考判断</p> <ul style="list-style-type: none"> - 地域で起こりやすい災害や地域における過去の災害について理解し安全な行動をとるための判断に生かすことができる。 - 被害を軽減したり、災害後に役立つものについて理解する。 | <p>イ 危険予測・主体的な行動</p> <ul style="list-style-type: none"> - 災害時における危険を認識し日常的な訓練等を生かして、自らの安全を確保することができる。 | <p>ウ 社会貢献、支援者の基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> - 自他の生命を尊重し、災害時及び発生後に、他の人や集団、地域の安全に役立つことができる。 |
|---|---|---|

幼稚園段階における防災教育の目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる幼児

- | | | |
|--|---|--|
| <p>ア 知識、思考判断</p> <ul style="list-style-type: none"> - 教師の話を注意して聞き理解する。 - 日常の暮らしや災害発生時の安全な行動の仕方が分かる。 - きまりの大切さが分かる。 | <p>イ 危険予測・主体的な行動</p> <ul style="list-style-type: none"> - 安全・危険な場や危険を回避する行動の仕方が分かり、素早く安全に行動する。 - 危険な状況を見つけた時、身近な大人にすぐ知らせる。 | <p>ウ 社会貢献、支援者の基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> - 高齢者や地域の人と関わり、自分ができることをする。 - 友達と協力して活動に取り組む。 |
|--|---|--|

障害のある児童生徒等については、上記のほか、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めることができるようにする。

「交通安全」「生活安全」の内容とともに学校安全計画に位置付け

P143,144 高等学校防災教育年間計画

P120,121 中学校防災教育年間計画

P80,81 小学校防災教育年間計画

P52,53 幼稚園防災教育年間計画

P159,160 特別支援学校防災教育年間計画



「学校安全の推進に関する計画」(＝今後の学校安全の方向性)

【学校における安全教育】

- 安全に関する知識、行動する力が課題
- 指導時間の確保と教育手法、指導体系の整理

安全教育の充実

- ・安全に関する知識とともに行動する態度の視点
- ・指導時間の確保、より効果的な教育手法導入
- ・東日本大震災の教訓を踏まえた安全教育

【学校における安全管理】

- 学校管理下の事故は増加傾向
- 不審者侵入、交通事故への対応
- 東日本大震災を踏まえた自然災害への対応

学校安全体制整備

- ・学校内の安全体制の確立(施設設備・組織)
- ・家庭や地域と連携した安全体制の整備

「自立」「協働」 「創造」

第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方に示されたキーワード

【より実証的な学校安全施策の推進】

- セーフティプロモーション**の考えに基づいた施策展開
- ・事件・事故災害に関する**情報収集体制の整備充実**
- ・実証的な安全管理につなげる**分析調査機能の強化**
- ・優れた取組事例 (ISS) などの推奨

○負傷
減少傾向

○死亡
ゼロとなるよう最大限
努力

総合的かつ効果的な学校安全に係る取組の推進

*セーフティプロモーション：1989年9月にWHOから提示された考え方で、障害をもたらす事故、犯罪被害、自傷行為等を部門や職種の垣根を越えた協働や科学的に評価可能な介入により予防しようとするもの。

*ISS: WHO協力センターの推進する地域単位のセーフティプロモーションの取組と連動した認証活動。同センターの指針に基づき、より安全な教育環境づくりを目指す学校に与えられるものとして世界規模で展開されている。



学校安全を推進するための具体的な方策等

1. 安全に関する教育の充実方策

- 主体的に行動する態度や共助・公助の視点を踏まえた参考資料を作成。
- 全国的な情報共有や意見交換の機会を設定し、教育手法の改善を図る。
- 安全教育に係る指導時間を確保するため、安全教育に関する教育課程の改善を視野に入れた研究を推進する。
- 緊急地震速報等を活用した優良な避難訓練等の実践事例情報を学校等に提供する。
- 発達段階等、児童生徒の状況に応じた安全教育展開のための研究促進を図る。
- 情報社会への対応のため、引き続き情報活用能力の育成を図る。
- 原子力災害に対する適切な準備が可能となるよう努める。

2. 学校施設及び設備の整備充実

- 学校の設置者が行う耐震化及び防災機能の強化を支援する。
- 学校における非常時の安全に関わる設備の整備充実を促す。

3. 学校における安全に関する組織的取組の推進

- 学校安全計画の充実を図るため積極的な情報提供を行う。
- 全ての学校において学校安全の中心的役割を果たす教職員が一定水準の知識や資質を備えることを目指す。
- 安全点検では、事故事例を踏まえた具体的な改善の取組が必要であり、そのための情報提供の確立に努める。
- 全国の教職員が学校安全に関する一定の知識を持つことができるよう、最新の安全知識や優れた取組事例などについて参考資料を作成・普及する。
- 全ての学校において速やかに危険等発生時対処要領を作成するよう促す。

4. 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進

- 地域社会との連携強化
- 保護者や地域ボランティアの養成・研修を促進する。



「主体的に行動する」力を身につけるということ



防災教育の目標

「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」

ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、**的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択**ができるようにする。

イ 地震、台風の発生等に伴う**危険を理解・予測**し、自らの安全を確保するための**行動ができる**ようにするとともに、日常的な備えができるようにする。

ウ 自他の生命を尊重し、**安全で安心な社会づくり**の重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の**安全活動に進んで参加・協力し、貢献**できるようにする。

「自己責任」

「民主主義」



- ・ 正しく教えること。
- ・ 指導者が正しく理解すること。



東日本大震災では・・・
「地震発生から30分、2万人は生きていた」

○「命を守る防災教育」(学校では)

▲「家庭、地域、行政の役割と個人のかかわり」

スーパー都市災害「首都直下地震」

- ・想定死者数3万人
- ・被害額200~300兆円
- ・首都機能喪失

スーパー広域災害「南海トラフ巨大地震」

- ・想定死者数13~40万人
- ・被害額220兆円
- ・700市町村に災害救助法

これからの防災教育は「命を守る」

+

「日本での生き方」を教える教育

「自助」「共助」「公助」 = 7 : 2 : 1
「自己責任」



避難率アップに挑む



あすへの備え

水害の兆候監視強化・各戸へ現場映像



排水の工場のマンホール周辺の掘り、大を掘りかめる作業
市水防課11日、千葉県安房郡、井手町の撮影

大雨で水害の恐れがある地区で市町村が避難指示を出しても、住民が避難所に避難しない事例が相次いでいる。早めに避難を呼びかけ、多くの住民が避難するとは、どうしたらいいのか。過去の水害を教訓に、自治体や住民が備えを進める。

U-1の緊急放送も「ユウコボ」した。18日、千葉県佐倉市の高崎川沿いで、市の担当職員が標高の低い路面を指さした。大雨で浸水しやすい場所を指摘し、避難勧告や指示を出す際の指標とするためだ。

大雨で水害の恐れがある地区で市町村が避難指示を出しても、住民が避難所に避難しない事例が相次いでいる。早めに避難を呼びかけ、多くの住民が避難するとは、どうしたらいいのか。過去の水害を教訓に、自治体や住民が備えを進める。

U-1の緊急放送も「ユウコボ」した。18日、千葉県佐倉市の高崎川沿いで、市の担当職員が標高の低い路面を指さした。大雨で浸水しやすい場所を指摘し、避難勧告や指示を出す際の指標とするためだ。

町内会と企業協力 川の濁り、住民が連絡

住民も避難の備えに力を 町内会の12人が集まった。1年経りが際立っている。二子カサ治事務所の体感値は「10」。近くの福島東車舎に「10」の値を報告した。町内会が来月予定する防災訓練の下見で、社員に聞いた。ユニフォーム、町内会水害の際に避難者を受け入れ

昨年10月の台風25号で、市は川沿いの6000人に避難指示を出し、約1時間後に指示を取りやめた。低い路面を指さした。大雨で浸水しやすい場所を指摘し、避難勧告や指示を出す際の指標とするためだ。

「あの状態で言われても、逃げられなかった。」

市は避難指示の判断基準を河川水位4.0mとしていたが、先に排水溝から水があふれ、床上・床下浸水が1.0mを超えた。市は今月、水防強化、避難者の状況も避難勧告の判断材料にする予定を決めた。今後、排水溝や標高の低い道路を調査し、現地に旗

市町村が所管の設備カメラの設置も計画する。市防災危機管理室は「情報が即座に届いて住民は動いて、現場の映像を流せば近道も持ってくる」と話す。

（千葉県安房郡、高崎川電報）

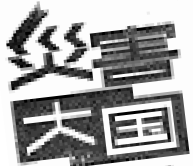
避難所退避 住民の4%

水害自治体指示出ても

昨年9月の台風18号で宇治市は6万1045人に避難指示を出し、避難率は6.7%だった。昨年9月の台風18号で宇治市は6万1045人に避難指示を出し、避難率は6.7%だった。昨年9月の台風18号で宇治市は6万1045人に避難指示を出し、避難率は6.7%だった。

昨年9月の台風18号で宇治市は6万1045人に避難指示を出し、避難率は6.7%だった。昨年9月の台風18号で宇治市は6万1045人に避難指示を出し、避難率は6.7%だった。

昨年9月の台風18号で宇治市は6万1045人に避難指示を出し、避難率は6.7%だった。昨年9月の台風18号で宇治市は6万1045人に避難指示を出し、避難率は6.7%だった。



あすへの備え

平成25年5月8日

生徒及び保護者の皆さまへ

高等学校長

台風などの自然災害の影響によって警報が発令された場合の臨時休校等の措置について

1 臨時休校等の措置に関する考え方

- (1) 午前6時の時点で、高知市を含む高知県中部に「大雨警報」、「洪水警報」及び「暴風警報」が発令されていれば、危険を避けるため登校を見合わせ、自宅で待機してください。
- (2) 午前6時以降、次の①又は②の場合は、臨時休校です。
 - ① RKCテレビ、RKCラジオ、KUTV及びさんさんテレビのテロップで、本校の休校情報が放送された場合
 - ② 高等学校課のホームページの右上の「休校情報」に、本校の休校情報が掲載された場合
- (3) 本校の休校情報がテレビやラジオで放送されない場合、午前7時30分までに、発令されていた「大雨警報」、「洪水警報」及び「暴風警報」が全て解除されたときは、安全な方法で登校してください。
- (4) 本校の休校情報がテレビやラジオで放送されない場合であっても、午前7時30分になって、「大雨警報」、「洪水警報」、「暴風警報」のいずれか1つでも解除されないときは、臨時休校です。

2 関連事項

この文書は、本校のホームページのモバイルサイトにもアップロードしますので、必要などきにご確認ください。

- **暴風警報**や**注意報**は「**気象庁（地方気象台）**」が**発表**する情報
- **発令**は「**自治体の長**」が**災害対策基本法**に基づき行う**勧告**や**指示**
- **避難所**と**避難場所**？
(指定避難所と指定緊急避難場所)→**災害対策基本法**

